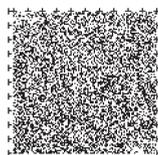


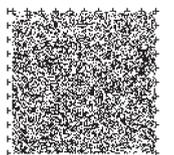
資料編

1 策定の経過

日程	市関係	(参考) 社協関係
令和2年 (2020年) 7月22日	第1回地域福祉計画推進審議会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況 ・交野市地域福祉に関するアンケート調査について	
9月7日～ 9月25日	市民アンケート調査実施 ・20歳以上の市民2,000人に郵送配布 ・有効回収率48.7%	
9月18日		第2回校区福祉委員会委員長会議 ・地域福祉活動計画のスケジュール ・地域懇談会実施に向けた協力依頼
10月7日	第2回地域福祉計画推進審議会 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況と評価及び重点的な取り組みにかかる評価について ・第4期交野市地域福祉計画の策定におけるスケジュール(案)について	
10月28日	第3回地域福祉計画推進審議会 ・市民アンケート結果の報告と検証について ・第4期交野市地域福祉計画骨子素案【構成】について	
11月～12月	地域懇談会意見集約アンケート配布協力依頼(10校区12地区)	
11月27日	地域懇談会(長宝寺地区)の実施 ※その他の11地区についても12～1月の実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言発令等に伴い、実施を延期しました。	
11月30日		第1回地域福祉活動計画策定推進委員会 ・交野市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱について ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期地域福祉活動計画の遂行年度の1年間の延長について ・第4期地域福祉活動計画の策定スケジュールについて ・地域福祉活動・地域ケース会議の実践の振り返り(動画視聴)



日程	市関係	(参考) 社協関係
12月8日～ 12月16日	関係団体アンケート調査実施 ・法人事業所、支援団体、当事者団体合計 230 団体に郵送配布（回収率 47.8%）	※調査結果については、第2章-3を参照
12月21日 (書面審議)	第4回地域福祉計画推進審議会 ・各計画からの現状と課題 ・第4期交野市地域福祉計画（素案）に ついて ・地域懇談会、福祉関係団体ヒアリング の実施状況	
令和3年 (2021年) 2月16日	第5回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
3月10日	第6回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
3月15日		第2回地域福祉活動計画策定推進委員会 ・第3期地域福祉活動計画の評価方法と 実績の集約について ・地域懇談会の進捗状況報告 ・第4期交野市地域福祉計画策定の進捗状 況報告 ・第4期交野市地域福祉活動計画策定・推 進委員会計画策定部会について
3月26日	第7回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
4月12日～ 5月12日	パブリックコメント 計画説明動画の公開（市民説明会）	
5月24日	第8回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（案）について	第1回交野市地域福祉活動計画策定部会 ・第3期地域福祉活動計画の評価について ・第4期地域福祉活動計画の策定に向けて 意見交換



2 交野市地域福祉計画推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日 条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市地域福祉計画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた見直しに関する事項
- (3) 福祉分野の総合的な推進に係る方策に関する事項
- (4) その他福祉の充実に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健及び福祉に関する活動を行う者又は保健福祉関係団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

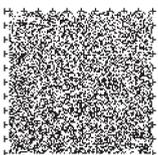
第 8 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

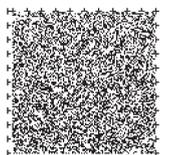
附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



3 交野市地域福祉計画推進審議会委員名簿

	氏名	団体名・役職	備考
会長	小寺 鐵也	種智院大学 教授	
副会長	大西 幸夫	交野市校区福祉委員会 会長	
	梶 健治	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	
	松本 一美 ----- 中村 顕	大阪府四條畷保健所 所長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月31日
	市岡 伊佐男	交野市区長会 会長	
	前波 艶子 ----- 山口 幸三	交野市社会福祉協議会 会長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月5日
	西田 孝司	交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 副会長	
	下村 隆司	交野市障害児(者)親の会 会長	
	山崎 歩美	交野市商業連合会 副会長	
	松本 和子	社会福祉法人 心生会 理事 人事部全職員業務アドバイザー	
	雲川 博之	交野市身体障がい者福祉会 会計	
	青山 雅宏	交野市星友クラブ連合会 会長	
	田丸 恵美 ----- 武田 政子	交野市地域子育て支援センター施設長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月31日
	梶 記代美	交野市ボランティアグループ連絡会 副会長	
	戸田 十九一	(特活)NALC交野拠点 いわふねクラブ代表	
	谷 恒雄	枚方・交野地区保護司会 副会長	
	菅原 幸治	交野市人権協会	
	森 貞香	市民公募	



4 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

か 行

核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

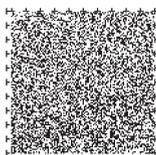
高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。



社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

生活困窮者自立支援制度

平成 27 年（2015 年）4 月から始まった制度で、社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援（第 2 のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。

た 行

団塊の世代

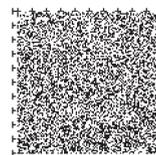
日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（昭和 22 年から昭和 24 年生まれのベビーブーム世代のことをいう。）のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。



地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

な 行

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

ニート

職に就かず、又求職活動もせず、通学もしていない、15歳から34歳の無業者のこと。

ノーマライゼーション

社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方のこと。

は 行

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、案を公表し、市民のみなさまから提出していただいたご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

バリアフリー

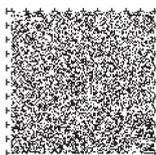
もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

ハローワーク

公共職業安定所。職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。



フリーター

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、パート・アルバイトで就業中、または、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」、家事も通学もしていない者のうち、就業内定しておらず希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の人のこと。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

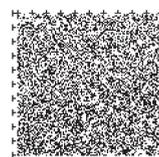
ボランティア

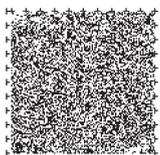
自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。





第4期交野市地域福祉計画

発行：令和3年5月

編集：交野市 福祉部 福祉総務課

〒576-0034

大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

電話：072-893-6400（代）

FAX：072-895-6065

